

市有地の売却要領

一般競争入札による普通財産売却の公告を行ったものの、入札参加申込がなかったことから、譲受者が決定しなかった物件について、随時公募（先着順）により売却を行うものです。

1. 売却物件

(1) 物件概要

物件番号	1	
土地の表示	所在・地番	白石市郡山字虎子沢山2番30
	地目	水道用地
	地積	898.00 m ²
売却価格	5,600,000円	

※現地説明会等はありません。事前に別添「物件概要書」により、現地を確認してください。
「物件概要書」と現地の状況に差異がある場合は、現地の状況を優先します。

(2) 禁止用途

公法上の規則のほか、売買物件を下記の用途に供することはできません。またこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他のこれらに類する業の用に供すること
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものに供すること。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体の事務所の用に供すること。

2. 売却申込

- (1) 受付期間 令和4年7月7日（木）から（土・日・祝日を除く）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付場所 白石市城北町4番6号 奥州街道ふれあいの館1階
白石市上下水道事業所 総務係

(4) 提出書類

- ① 普通財産買受申込書
- ② 誓約書
- ③ 印鑑登録証明書（申込日前3か月以内に発行されたもの）
- ④ 【法人の場合】履歴事項全部証明書（申込日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑤ 【個人の場合】住民票（個人番号記載なし、申込日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑥ 【個人の場合】身分証明書（本籍のある市区町村で発行する身分証明書）

* 申込みは2名以上の共有とすることも可能です。この場合は、共有者全員の書類が必要です。

* 提出された書類は、お返しできませんのでご了承ください。

3. 申込資格

次の事項に該当する場合は、申し込みできません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定に該当する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる者

4. 契約の締結

- (1) 申し込み受付後、上下水道事業所で申込者の資格審査を行い、売却の可否について通知します。
- (2) 売却可能な場合、申込者は当事業所からの売却決定通知から10日以内に売買契約の締結を行ってください。
- (3) 上記(2)の期限までに売買契約を締結しない場合、申し込みは無効になります。
- (4) 契約書に貼付する収入印紙（契約金額に応じた額）は申込者の負担となります。

5. 売買代金の納付

- (1) 売買代金の納入期限は、土地売買契約締結の日から**20日以内**となります。当事業所が発行する「納入通知書」により納付してください。
- (2) 納入期限までに売買代金が納入されない場合は、契約を解除します。

6. 所有権移転登記

- (1) 所有権移転登記は、売買代金が完納されたことを確認した後、当事業所が行います。
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税は購入者の負担となります。また、所有権移転登記にあたり追加で証明書等の提出を依頼することがあります。

7. その他留意事項

- (1) 物件の引渡しは現状有姿により行いますので、事前に物件概要書により現地を確認してください。物件内に残置物がある場合でも当事業所は撤去しません。物件概要書と現地の状況に差異がある場合は、現地の状況を優先します。
- (2) 物件の使用にあたっては公序良俗に反することなく、また建物建築や開発行為にあたっては、建築基準法及びその他関係法令等により制限をうける場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認をしてください。